

## 第3章

# 計画の推進

## 1 計画の目標値

この計画は、重点目標と3つの基本目標を設定しています。

各目標の重要な取組について、その進捗を客観的に把握するため、数値目標を定めます。

### 重点目標 いきいき暮らせるまちの地域包括支援体制をつくろう

指 標	平成28年度	平成33年度
総合相談支援窓口	0	1

### 基本目標1 地域のふれあいで支え合いの仕組みをつくろう

指 標	平成28年度	平成33年度
地域支え合い協議会の設置数	6	8

### 基本目標2 支え合いの仕組みで安心できる地域をつくろう

指 標	平成28年度	平成33年度
自主防災組織の設置数	34	48

### 基本目標3 安心できる地域でいきいき暮らせるまちをつくろう

指 標	平成27年度	平成33年度
健康寿命*	男性 16.78 歳 女性 19.83 歳	男性 17.84 歳 女性 20.17 歳
つるバス・つるワゴンの利用者数	264,764 人	359,000 人

## 2 計画の推進

この計画は、「鶴ヶ島の地域包括支援体制」を構築して、「誰もが安心していきいきと暮らせるまち」をつくるために、市民、自治会、地域支え合い協議会、ボランティア団体・NPO法人、社会福祉法人・社会福祉事業者、商店街・企業などと、市及び社会福祉協議会により、地域の多様な団体・市民が参加することによって推進しなければなりません。

市及び社会福祉協議会が連携して、横断的な地域福祉事業の実施に取り組みます。

### 市民の役割

市民一人ひとりが地域福祉について理解を深めるとともに、自らが地域を構成する一員であることを認識することが必要です。

自治会、地域支え合い協議会、市民活動団体等への加入・参加・協力など、身近なところで、何ができるのかを考え、ともに支え合いながら、自主的な地域活動の実践を通じて地域福祉が実現されることが期待されます。

### 市民活動団体・事業者の役割

福祉サービスの供給主体として市民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質の向上に努め、他のサービスとの連携により総合的なサービス提供に取り組むことが求められています。

また、地域の企業等においても、企業市民という考えのもと、積極的に地域福祉活動に参加することが重要となります。

地域福祉に関する意見交換会等を通じて明らかになったように、市民活動団体間や事業者間の相互のつながりが十分でなかったことを踏まえ、市民活動団体間、事業者間の連携、さらには多様な部門との連携等に積極的に取り組んでいくことが大切です。

### 鶴ヶ島市・社会福祉協議会の役割

市及び社会福祉協議会は、この計画を総合的に実施し、地域福祉の推進に努めます。

市民、市民活動団体及び事業者の地域福祉活動に関する活動に対し、その自発性を尊重するとともに、市民が主体的に地域活動に参加できるよう、多様な参加機会や情報の提供など、必要な支援を行います。

### 3 計画の進行管理

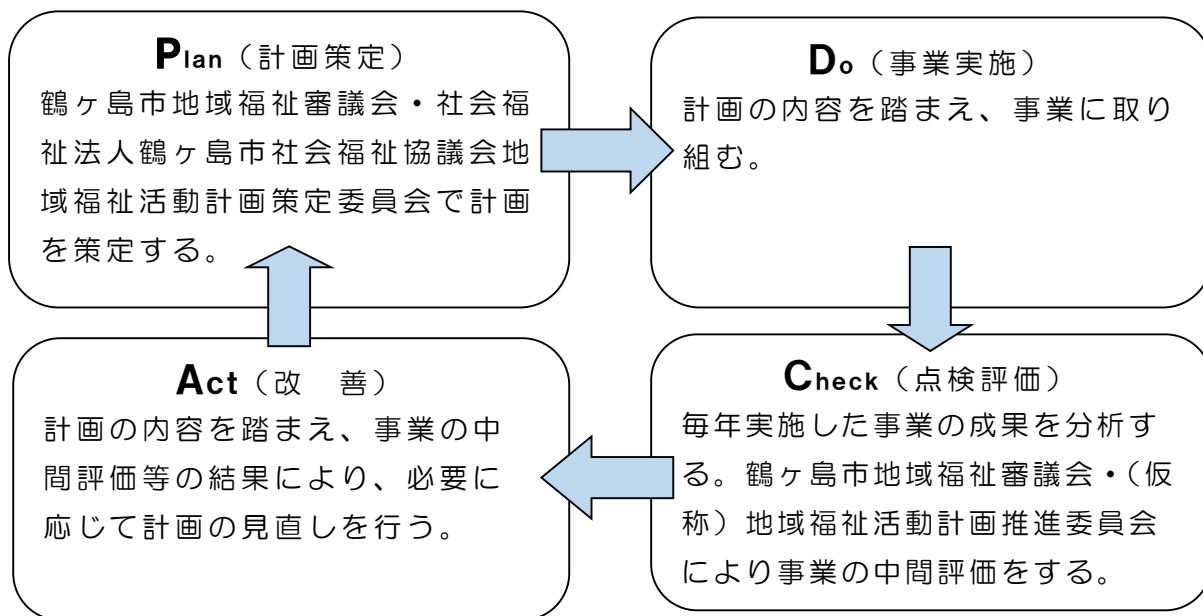
この計画は、市民意識調査、市民活動団体・事業者アンケート、地域福祉意見交換会等による意見を踏まえ、鶴ヶ島市地域福祉審議会・社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会にて審議し、策定した計画です。

鶴ヶ島市地域福祉審議会条例では、鶴ヶ島市地域福祉審議会がこの計画の進行管理に関する事項を調査・審議することと規定しています。

社会福祉協議会においては、「(仮称)地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、この計画の進行管理に関する事項を調査・審議します。

進行管理は、「PDCAサイクル<sup>\*</sup>」の考え方にに基づき、計画の進捗状況や必要な見直し等について、鶴ヶ島市地域福祉審議会等が審議を継続します。

#### PDCAサイクル



年度	29	30	31	32	33	34
計画	●-----● 第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画					● 第3次
審議会等 P・A			中間評価 見直し		第3次 計画策定	第2次 計画評価
事業実施 D	実施	実施	実施	実施	実施	
成果分析 C		分析	分析	分析	分析	分析

## 4 計画の公表

---

この計画を効果的に推進するために、この計画の基本理念、基本目標、重点目標及び取組について、市民全てが共通の理解を持つことが重要です。

そのために、市及び社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等を通じて、この計画の進捗状況を公表し、市及び社会福祉協議会が目指す地域福祉について周知します。

